

跡地利用の促進に関する法律等の整備について

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための措置を効果的に推進するため、返還特措法及び沖縄振興特別措置法第七章に規定している駐留軍用地の跡地利用に関する制度を一元化した新たな法案を来年の通常国会に提出。現時点で検討中の法案等の内容については、次のとおり。

なお、同法に基づき沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社により土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5,000万円特別控除の対象とする。

(1) 国の責務

- ・駐留軍用地跡地の利用に関する国の責務について法律上明記する。

(2) 原状回復措置の徹底

- ・土壌汚染及び不発弾等の状況の調査及び調査結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針を定め、これに基づき国は必要な措置を講ずる。

(3) 駐留軍用地への立入りに係るあっせん

- ・調査等のための駐留軍用地への立入りに係るあっせんの要請を受けた場合の国の行為を規定する。

(4) 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

- ・沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置を規定する。

(5) 国が指定する跡地の制度及び給付金制度

- ・大規模跡地の面積要件を緩和する（300ha→200ha）。
- ・特定跡地給付金については、返還前からの関係者の合意形成に向けた取組みが重要であり、土地区画整理事業の事業認可（返還後3年以内）を受けた場合に支給期間を付加する。
- ・特定跡地給付金（当該特定跡地について土地区画整理事業が実施される場合に限る。）及び大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は当該土地の利用が可能と見込まれる時期の見通しを勘案することとする。

(6) 跡地利用協議会の設置

- ・沖縄担当大臣、関係大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長は、跡地の利用について相互に連携して促進するため必要があると認めるときは、跡地利用協議会（仮称）を組織することができることとする。